

地産地消給食等メニューコンテストの実施について

第1 趣旨

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の取組は、地域の消費者と生産者を結びつけ、食料自給率の向上とともに地域の農業及び関連産業の活性化につながるほか、農林水産物の輸送距離を縮め輸送に伴う二酸化炭素の排出量を削減するなど、地球環境の保全にも寄与するものである。

こうした地産地消の取組をより一層推進するため、学校給食や特定の企業の社員等を対象に提供される給食、不特定多数の消費者を対象に提供される外食等での地域で生産される農林水産物を使ったメニュー（以下「地産地消メニュー」という。）に関するコンテストを開催するものとする。

第2 実施主体

このコンテストは、農林水産省が実施する。

第3 コンテストの部門

コンテストは、次の2部門について実施する。

1 学校給食・社員食堂部門

学校給食を調理している学校及び学校給食センター並びに特定の企業の社員等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組。

なお、本部門には、官公庁の職員等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組を含むものとする。

2 外食・弁当部門

不特定多数の消費者を対象として食事や弁当を提供する事業者による地産地消メニューの提供の取組。

第4 コンテストの参加者

コンテストの参加者は、次の1から3に掲げる条件の全てを満たす地産地消メニューを提供する者とする。

なお、1及び2における「地場農林水産物」とは、地産地消メニューが提供される学校や食堂等が所在する都道府県内で生産された農林水産物とする。ただし、地域の実情に応じて、当該都道府県の近隣の都道府県で生産された食材を含み得るものとする。

1 地産地消メニューの食材として、地場農林水産物が積極的に利用されていること。

- 2 地産地消メニューの食材として地場農林水産物を安定的に調達するため、地域の生産者と連携しているなどの取組があること。
- 3 地産地消メニューを提供するためのコストや提供する価格が妥当であり、地産地消メニューを継続的に提供できる見込みがあること。

第5 応募

- 1 コンテストに応募しようとする者は、別紙1の応募様式に必要事項を記入し、応募期間中に、地産地消メニューを提供する主たる区域を管轄する都道府県の地産地消担当部署に提出するものとする。
- 2 応募書類の提出を受けた都道府県は、第3に定める表彰の部門ごとに、別紙3の基準に照らし、それぞれ2件程度を選定した上で、別紙2の様式にその推薦理由を記入し、応募書類とともに農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に平成20年10月24日（金）までに提出するものとする。
この場合、北海道にあつては直接、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都道府県にあつては地方農政局を經由して生産局に提出するものとする。
- 3 コンテストの都道府県への応募期間は、平成20年9月24日（水）から10月17日（金）とする。

第6 表彰

コンテストに応募のあった地産地消メニュー及びその提供者の活動の中から、別紙3の基準に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その件数と内訳は次のとおりとする。

農林水産大臣賞	2件以内
文部科学大臣賞	1件（予定）
農林水産省関係局庁長賞	数件

第7 審査

- 1 第6の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、地産地消や学校給食等に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会の委員は、生産局長が委嘱するものとする。
- 3 審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 審査委員会では、都道府県から推薦された事例について、別紙3の基準に照らし、書類審査を行うとともに、都道府県の推薦にかかる応募者又はその関係者（以下「応募者等」という。）から応募内容に関する発表を聴取し、表彰の候補を選定する。

なお、応募内容に関する発表の聴取は、応募者等が希望する場合に必要な応じて実施する。

5 その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

第8 表彰事例等の普及

地産地消の推進に資するため、実施主体は、文部科学省と連携し、表彰事例についてホームページをはじめ様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとする。

また、表彰事例を含む都道府県から推薦された事例について、ホームページ等を通じ積極的に情報提供を行うものとする。

第9 庶務

コンテストに係る庶務は、農林水産省各局庁及び文部科学省の協力を得て生産局技術普及課が行うものとする。

第10 その他

その他、このコンテストの実施に関して必要な事項は、生産局技術普及課長が定めるものとする。

地産地消給食等メニューコンテストの審査基準

項 目	判定
<p>① 地産地消メニューの内容が優れているか (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消メニューの内容が、児童や喫食者等が愉しめるものとなっているか。 ・地産地消メニューの内容が、地域の特性を生かした独自の工夫がなされ、新規性を有するものであるか。 	<p>A 特に優れている B 優れている C 優れていない</p>
<p>② 児童や喫食者等に対する食育や地域農業等への理解などの取組に生かされているか。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材として利用されている地場農林水産物について、児童や喫食者等に分かりやすく情報提供されているか。 ・食を通じて、環境保全や資源循環などの環境問題に関する理解の増進が図られているか。 ・地産地消メニューの提供を通じて、児童又は喫食者等と生産者との交流が促進されているか。 	<p>A 特に優れている B 優れている C 優れていない</p>
<p>③ 地域の農林水産業の活性化に寄与しているか。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間（四季）を通じた地場農林水産物の利用やその食材としての特徴を活かした地産地消メニューの提供に取り組んでいるか。 ・食材を安定的に調達するために、地域の生産者等と積極的に連携しているか。 	<p>A 特に優れている B 優れている C 優れていない</p>